

岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

岩手県固定資産評価審議会条例（昭和37年岩手県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に岩手県固定資産評価審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の岩手県固定資産評価審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、令和5年8月31日までとする。